

保 税 蔵 置 場 許 可 失 効 公 告

関税法第47条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月18日

函 館 税 関 長 笠 川 隆 博

記

1. 被許可者の住所及び氏名名称  
青森県八戸市大字鮫町字下手代森32番地1号  
武輪水産株式会社  
(法人番号7420001006113)
2. 保税蔵置場の名称及び所在地 (管轄官署：八戸税関支署)  
武輪水産株式会社第二冷蔵庫 保税蔵置場  
青森県八戸市大字鮫町字山四郎蒔目17番地335
3. 許可の失効の原因  
廃業
4. 許可失効年月日  
令和6年4月30日